

令和5年度 宗像市中小企業者等支援制度一覧

(宗像市 産業政策課 商工観光係 0940-36-0037/令和5年9月1日時点)

■宗像市内で事業を実施される方

事業名	対象	概要	備考
ふるさと寄附活用事業者応援補助金 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">募集終了</div>	・市内で事業を実施する方（予定可）	・補助金の原資をクラウドファンディング型ふるさと寄附で募り、集まった寄附金額から手数料等を控除した金額を補助金として交付（補助対象経費が上限） ・補助対象事業は、①～④を全て満たすもの。 ①市内で実施する事業、②市の課題解決と地域産業振興・活性化に繋がる事業 ③補助対象経費100万円以上の事業、④寄附金が目標額に達しない場合でも実施する事業	・募集期間：R5.6.30まで ・R5.7.7二次審査（面接）あり ・補助対象期間 事業承認日～R6.3.31

■宗像市内で事業を始めようとしている方/市内で創業後、間もない方

伴走型創業支援プログラム <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">募集終了</div>	・市内に事業所・店舗等を有する（予定可） ・年度内に起業予定か事業開始後5年以内 ・起業済の場合、年度内に新事業に挑戦	・市の課題解決・地域経済活性化につながる事業の創業に向けて、伴走支援期間中、 ①専門家による伴走支援を受けられる、②コワーキングスペースfabbit宗像を無料で利用できる。 ・1次審査（書面）、2次審査（面接）にて対象者を選出（支援対象者：2者程度予定） ・2次審査参加者は、福岡県よかところ起業支援金の応募要件の一部に該当	・募集期間：R5.6.30まで ・伴走支援期間： 支援認定日～R6.3.31
特定創業支援等事業による支援受講者への支援制度	・特定創業支援プログラム（1カ月以上・4回以上）を受講後、市の「証明書」を受けた者	①登録免許税軽減、②創業関連保証の特例、③新創業融資制度（日本政策金融公庫）の自己資金要件充足、④新規開業資金（日本政策金融公庫）の貸付利率の引下げ ※特定創業支援プログラムの受講は宗像市商工会へ連絡を。	・宗像市商工会 0940-36-2268
創業（“宗業”者）応援補助金	・年度内に市内で創業予定の個人 ・市内で創業後、1年未満の個人・会社 ・事業開始後5年未満であり、市内で法人成り後1年未満の会社または法人成りしようとする個人	・市内で創業するための費用の一部を補助 ・申請枠・補助率・上限額：通常枠・1/2・上限30万円/SDGs推進枠・1/2・上限40万円 ・申請には特定創業支援プログラム(1カ月以上・4回以上)修了者に発行される宗像市特定創業証明書が必要	・募集期間 (第1回・終了)R5.6.15～R5.7.18 ※年度内に2～3回、公募予定だが、予算状況により実施しない場合あり
起業化支援利子補給補助金	・市内に事業所・事務所を設置 ・貸付の合計金額2,000万円以内 ・貸付日が起業日から6カ月以内	・市内で起業するため日本政策金融公庫の貸付を受け、貸付利子を完納した者の貸付金利を補助 ・補助上限額：10万円/年間 ・補助期間：返済開始月から3年間（36月分）	・融資：日本政策金融公庫 福岡支店 (0570-089302) ・補助金：産業政策課

■宗像市内ですでに事業を始めている方、その他の方

がんばる中小企業者応援補助金	・市内に事業所・店舗を有する者 ・個人事業者は市内居住者であること ・事業開始後1年以上経過	・対象事業 ①販路開拓・生産性向上を目的とした新たなデジタル技術導入、②新事業活動、③展示会等出展事業 ・補助率・上限額：①②1/2・50万円、③1/2・30万円※②のうち福岡県の承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業の場合は補助率2/3・上限額50万円	・申請期間：R5.6.1～R5.12.28 ※先着順に審査 ※予算到達次第終了
デジタル化相談窓口	・市内事業者	・経営課題解決のためのデジタル化の相談窓口（初心者から専門技術までレベルに応じて対応可能） ・隔月1回、市役所に相談窓口を開設（WEB面談は要相談）開設日10/18(水)、12/20(水)、2/21(水) ・事前予約制、無料、回数制限なし	・申込方法：産業政策課へ電話予約
宗像ビジネス交流会（むなBIZ）	・市内事業者、宗像でのビジネスに関心のある方、市内で創業予定の方	・市内事業者が関心のある課題やビジネストピックスをテーマとして取り上げ、セミナーや交流会などを開催予定。情報収集や人脈形成を気軽にできる機会として活用を。	・(次回予定)10/20(金)18:00～ ※内容は決まり次第、市HPに掲載
先端設備等導入計画の認定	・新たに設備を導入しようとする中小企業	・国の同意を受けた「宗像市導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を策定し市に申請。市の認定を受けることで①②の措置・支援を受けられる。 ①固定資産税の税制措置（新規取得設備に係る固定資産税を3年間1/2軽減） ②信用保証協会による金融支援（信用保証のうち別枠で追加保証が受けられる）	・随時受付 ・令和5年度税制改正が行われているので、必ず新制度の内容の確認を。
中小企業小口事業資金融資制度	・市内に住所・主たる事業所を有する個人・法人（法人の場合は代表者が市内居住） ・資本金1,000万円以下、従業員20人以下（小売業・サービス業は5人以下） ・同一事業を6カ月以上継続している	・中小企業者の事業資金（運転資金・設備資金）の調達のための融資制度 ・市内6行にて小口融資 ・融資額1,250万円以内、返済期間10年以内（据置期間2年以上）、利率1.4%	・融資申込先：宗像市商工会 (0940-36-2268)
中小企業小口事業資金保証料補助金	・上記の小口事業資金を借り入れ、保証料を完納した者	・保証協会に支払う保証料を全額補助 ・融資期間内（返済期間中）以外は申請不可 ・繰上償還等により保証料に変更があり保証協会より返戻金があった場合には補助金の返還が必要	
SOHO事業者支援（事業者登録） ・SOHO（ソ-ホ-/SmallOfficeHomeOffice）とは、委託された仕事をIT(情報通信技術)を活用して自宅や小規模事務所等で請け負う労働形態のこと。	・市内に住所と事業所を有するSOHO事業者、SOHOを目指している者 ・従業員5人以下で、市内業務アウトソーシング事業の業種一覧に該当する業種であること ・市競争入札参加資格審査申請（いわゆる業者登録）をしない者	・市の業務の一部を市内SOHO事業者へ外部委託する市内業務アウトソーシング事業の見積に参加を希望するSOHO事業者が申請、登録。 ・市内業務アウトソーシング事業の業種一覧は市HP参照 ※見積参加事業者一覧へ登録であり、必ず市から見積依頼や業務の発注があるものではありません。 ・登録期間はR4.4.1～R6.3.31（2年間）。 ・2年ごとに登録手続きが必要（自動更新ではありません）。	・事業者登録は随時受付

※記載の内容は概要ですので、必ず各事業の要綱等をご確認ください。